

## 「史跡玉川上水保存管理計画書（中間報告）」パブリックコメント募集結果

1 募集期間 平成 18 年 10 月 16 日（月）～11 月 10 日（金）

2 募集結果 提出意見数：11 件

3 提出者内訳

媒体		性別		分類	
手渡し	4	男性	10	個人	3
電子メール	1	女性	1	任意団体代表	8
FAX	6	不明	2	行政（市）	1
				行政（都現場事務所）	1
合計	11	合計	13	合計	13

※ 3 団体連名による提出意見（1 件）を含む

「史跡玉川上水保存管理計画書（中間報告）」パブリックコメント募集結果と対応

注1) 各文末の番号は、次頁以降の内訳に対応している。 注2) 表記は可能な限り原文のまま記載している。

項目	質問・指摘	意見	要望・提案
1. 保存管理計画全体について	<p>&lt;計画策定の趣旨に関する指摘&gt;                      ○玉川上水は人工の川でありもともと自然ではない。大都市東京にいて自然を欲しがるのは贅沢である。玉川上水を残そうとしているのではなく、散歩をする道が欲しいだけの事ではないか？玉川上水でなくてもいいのでは？：①-1</p>	<p>&lt;計画策定に関する意見&gt;                      ○保存管理計画(中間報告)で後世に継承すべき玉川上水の保存価値が確認され、維持管理、復旧の方向づけがされたことに賛同。：⑧-1                      ○計画策定は、時宜を得たものと賛同する。：⑩-1                      ○具体的な施策が講じられるよう要望。：⑩-2</p>	<p>&lt;計画実現に向けての要望&gt;                      ○玉川上水の歴史的価値を「便利さだけを追い求める人々」の犠牲にならないようお願いしたい。：④-1</p>
2. 歴史について	<p>&lt;歴史的事実に関する質問・指摘&gt;                      ○掲載写真（階段遺構）は羽村の船着場跡か否か。：③-1                      ○三田分水口跡、北沢分水口跡、幡ヶ谷分水口跡、野火止用水口跡、小川用水口跡、久保河岸（遺構）、が掲載されていない理由。：③-2</p>	<p>&lt;歴史的意義等に関する意見&gt;                      ○玉川上水の歴史は、教育現場に直結していることを銘記すべき。：⑥-1（計画書1頁：「2 目的」1段落文末に加筆）                      ○玉川上水の定義は、史跡の指定理由に忠実であるべき：⑥-2（計画書1頁：「策定の背景」冒頭2行を修正）                      ○導水路の強調が、用水路（分水）の意義を低下させている。：⑥-3</p>	なし
3. 保存管理の基本的考え方について	なし	<p>&lt;保存管理の視点に関する意見&gt;                      ○玉川上水と周辺環境、それぞれの環境変化を十分認識し、両立・共存を模索すべき。：⑤-1                      ○玉川上水流路整備は、現状維持・保全の視点のみならず、新たな時代要請や近未来を想定した新しい自然流路・流域環境の再構築という視点で洗い直すべき。：⑤-2                      ○玉川上水縦断方向に加え、横断方向（玉川上水が流路を挟む南北の生活環境等を分断している等）からの視点での積極的答申を期待する。：⑤-3</p>	<p>&lt;基本的考え方に関する変更の要望&gt;                      ○現状維持を基本とすることに疑問を感じる。現状を認識し、精査した上で改善していく史跡保全の積極的な策定を希望。：⑩-3</p>
4. 保存管理について	なし	<p>&lt;保存管理の具体的手法等に関する意見&gt;                      ○「放射5号線道路計画に関する東京都都市計画審議会」では「工事中及び完成後の法面への影響について」少ないと回答していたが、植物や微生物には大きな影響があるはず。：④-3                      ○早急に樹勢に影響を与えている要因を除去する対策を講じる必要がある。：⑦-1                      ○補植の苗木はヤマザクラであることが重要。：⑦-2                      ○小金井桜の継承のために、周辺に専用の苗畑を設置する等の検討が必要。：⑦-3                      ○サクラを覆うケヤキの繁殖等を、玉川上水の原風景と誤解されてはいけない。：⑩-6                      ○昭和30年代以前の原風景の再現を期待。：⑩-7</p>	<p>&lt;具体的保存管理方法に関する要望&gt;                      ○法面崩壊が心配。可能な限り速やかに「復旧」して欲しい。：④-2                      ○これまでの護岸補修工事工法の効果を評価し、自然環境に馴染む伝統工法等の採用を検討して欲しい。：⑧-2                      &lt;水質に関する要望&gt;                      ○水路機能の中でも、中流部の清流復活事業による処理水の水質は問題があると考え。多摩川の原水や真水の通水を再検討して欲しい。：⑧-3、⑩-4                      &lt;環境保全等に関する要望&gt;                      ○歴史環境保全地域指定に伴う「緑の保全計画」と調整の上、より効果的な策をとられるよう要望。：⑧-4                      ○法面崩壊防止と巨大化したケヤキの剪定等の実現を望む。：⑩-5                      ○法面保護の観点から、緑道からの雨水流入を「止水板」で防止する提案。：⑪-1（計画書38頁：(2)に③として「周辺からの雨水等による影響を低減するための対策」を加筆）</p>
5. 整備活用について	なし	<p>&lt;現状整備に関する意見等&gt;                      ○解説板設置の際、記述内容の統一を図るべき。(現在設置されている解説板の内容も正しく変更すべき)：③-4                      ○解説板の説明では、上水関係の根本資料がない関係から、「といわれている」、「併記」による記述が良い。：③-5</p> <p>&lt;今後の整備活用に関する意見&gt;                      ○ビジターセンター設置への賛同。：⑩-8                      ○名勝小金井桜は、往時を偲ぶ桜並木に復元したい。：⑩-9</p>	<p>&lt;沿線の連続性確保に関する要望&gt;                      ○福生市内の史跡沿線で欠落している歩道（管理道路）を整備して欲しい。：②-1、⑨-1                      ○水路と都用地境界の間にスペースがある場合、この部分を改良して歩道として利用できないかの可能性について検討すべき。⑨-2                      &lt;具体的整備活用方策の要望&gt;                      ○玉川上水開削工事跡の解説板は、福生市教育委員会の再掲で良いか。(掲載内容は、別説があるので併記した方が良い)：③-3                      ○分水口や水汲場・船溜り等は、解説板を設置して欲しい。また、埋没したままの現状維持には承服しかねる。(復元や体験の機会提供に資する活用を望む。船溜りはぜひ一箇所は復元して欲しい。):⑥-4                      ○往時の芝地に桜の巨木並木を再現して欲しい。：⑦-4                      ○重点整備地区におけるモデル事業の実現を強く希望する。：⑦-5                      ○福生市内にホテルの生息場所を確保して欲しい。：⑨-3</p>
6. 周辺環境の保全について	なし	<p>&lt;沿線や周辺土地利用に関する意見&gt;                      ○沿線土地利用は、住宅地への変化に迫られる在地農業の業種・資産転換と、不動産資産のままで迫られる相続税対策が必要。(遺構や自然の保全だけでは、解決できない深刻な課題)：⑤-4                      &lt;追加指定等に関する意見&gt;                      ○開渠部分・フェンス内を史跡指定範囲とすることに合理性はあるか。(国指定が困難であれば、都指定等を検討すべき)：⑥-5                      ○埋没している遺構についても、極力位置等を特定すべき。：⑥-6</p>	<p>&lt;周辺環境の具体的保全策の要望&gt;                      ○管理者の関係もあるが、新田地割の保存を要望する。：⑥-7</p>
7. 管理・運営について	なし	<p>&lt;管理運営の具体方策の意見&gt;                      ○区間別の連絡会や部会等が必要。：⑦-6</p>	<p>&lt;体制づくりに関する要望&gt;                      ○管理部局の責任転嫁・盪(たらい)回しを回避した実効性のある管理運営を要望する。：⑤-5                      ○市民と行政の役割分担をお互いに確認し協働する仕組みの確立を要望。：⑦-7                      ○区間ごとに既存の協議会の一機関として行政・住民による個別組織を設け、機能・協働関係の充実を図ることを提案。：⑧-5</p>
8. その他	なし	<p>&lt;事業計画に関する意見&gt;                      ○管理活用計画が早く年次スケジュールに従い実施されることに期待したい。：⑦-8</p>	<p>&lt;他の事業に関する要望&gt;                      ○「玉川上水保存管理計画策定に関する委員会」から、放射5号線道路計画の変更を申し入れして欲しい。：④-4                      &lt;計画書の表現に関する要望&gt;                      ○上記（周辺土地利用との連携や、管理運営のあり方などの事項）については、表現が希薄に感じる。表現上の配慮を要望。：⑤-6</p>

No.	ご意見等の概要	頁	ご意見等への回答及び対応
①	<p>&lt;保存管理計画全体について&gt;</p> <p>1. 玉川上水は人工の川であり、もともと自然ではない。30年前に玉川上水の用が終わり、管理をしなくなったから、ケヤキも伸び自然になった。 世界の大都市、東京にいて自然を欲しがるのは贅沢である。玉川上水を残そうとしているのではなく、散歩をする道が欲しいだけの事ではないか？ 玉川上水でなくてもいいのでは？</p>	—	<p>玉川上水は、歴史的価値を有する土木施設・遺構として、平成15年に国の史跡に指定された。また、水と緑の空間として都民にも親しまれているが、法面崩壊の要因となる樹木の巨木化等、維持管理上の課題も生じている。このような背景の下、玉川上水が有する歴史的価値を維持し、将来にわたり都民が親しみ活用できるよう、保存管理の方法、整備活用の方向性等を明らかにするため、保存管理計画を策定するものである。</p>
	<p>&lt;整備活用について&gt;</p> <p>1. 福生市内の史跡沿線で欠落している歩道（管理道路）を整備して欲しい。</p>	—	<p>福生市内の欠落部分すべてに歩道（管理道路）を整備するためには、地権者に対して、土地利用制限や用地買収を行うことが必要となる。 管理道路がないことについては、原水導水路の維持管理の視点からは、特に支障はない。 また、歩道の整備についてはまちづくり上の課題と考えられるため、現況についての資料を整理し、全般的な政策課題を取り扱う知事本局や関係機関に報告したい。</p>
③	<p>&lt;歴史について&gt;</p> <p>1. 第3回委員会資料に掲載の写真（階段遺構）（中間報告には未掲載）は羽村の船着場跡か否か。</p>	—	<p>羽村の船着場跡と言われている。</p>
	<p>2. 保存管理計画で取り扱う史跡の構成要素として三田分水口跡、北沢分水口跡、幡ヶ谷分水口跡、野火止分水口跡、小川用水口跡、久保河岸（遺構）、が掲載されていない理由。</p>	—	<p>既往文献及び現地確認で位置の特定が行えたものを、第3回、第4回委員会における参考資料として提示したものである。</p>
	<p>&lt;整備活用について&gt;</p> <p>3. 玉川上水開削工事跡の解説板は、福生市教育委員会の再掲で良いか。（掲載内容は、別説があるので併記した方が良い）</p>	—	<p>具体的な整備に向けての貴重なご意見として、今後検討を行う整備活用計画の参考としたい。</p>
	<p>4. 解説板設置の際、記述内容の統一を図るべき。（現在設置されている解説板の内容も正しく変更すべき）</p>	—	
	<p>5. 解説板の説明では、上水関係の根本資料がない関係から、「といわれている」、「併記」による記述が良い。</p>	—	
④	<p>&lt;保存管理計画全体について&gt;</p> <p>1. 玉川上水の歴史的価値を「便利さだけを追い求める人々」の犠牲にならないようお願いしたい。</p>	—	<p>本計画では玉川上水の価値を適切に保存するために、現状変更の取扱方法と取扱基準を記載している。今後、本計画に則り適切に玉川上水の保存管理に努めたい。</p>
	<p>&lt;保存管理について&gt;</p> <p>2. 法面崩壊が心配。可能な限り速やかに「復旧」して欲しい。</p>	—	<p>本計画では法面崩壊時に速やかな復旧を図るため、き損や劣化した箇所を原状に戻す復旧（修理）と、き損・破損・劣化を未然に防ぐ改良（保存整備）に適した工法を例示している。 法面危険箇所の調査の実施や計画的な保存整備については、今後、整備活用計画を策定する中で、検討していきたい。</p>
	<p>3. 「放射5号線道路計画に関する東京都都市計画審議会」では「工事中及び完成後の法面への影響について」少ないと回答していたが、植物や微生物には大きな影響があるはず。</p>	—	<p>都市計画道路放射第5号線の整備にあたっては、計画策定の段階から情報を公開し、都民の皆様の意見を聞きながら、計画をより環境に配慮したものに調整していくため、総合環境アセスメント制度の試行を行っている。 都においては、この試行の際に出された意見を尊重するとともに、玉川上水等の地域の環境に配慮し、基本計画を決定し公表するとともに、基本計画に対し、都市計画法、環境影響評価条例に基づく手続きを行い、東京都都市計画の変更を告示し、平成17年12月に事業認可を得たところである。 また、事業実施にあたっては杉並区との間に都区連絡会、住民を含めた検討協議会を設置し、周辺まちづくり、道路、緑地のあり方について検討を行っている。 以上のとおり、放射第5号線に関しては、適正な手続きに則り事業を実施している。 なお、ご意見については、本委員会において検討することとしている内容に含まれないため、検討を行わないこととした。</p>
	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>4. 「玉川上水保存管理計画策定に関する委員会」から、放射5号線道路計画の変更を申し入れして欲しい。</p>	—	

No.	ご意見等の概要	頁	ご意見等への回答及び対応
⑤	<b>&lt;保存管理の基本的考え方について&gt;</b>	—	本計画では、史跡を適切に保存管理するために、周辺環境の保全として、史跡指定範囲外においても配慮すべき事項について記述している。
	1. 玉川上水と周辺環境、それぞれの環境変化を十分認識し、両立・共存を模索すべき。	—	また、環境変化を十分認識するという点で、史跡の保存については、凍結保存ではなく、手を加えながら良好な状態を保つこととしている。
	2. 玉川上水流路整備は、現状維持・保全の視点のみならず、新たな時代要請や近未来を想定した新しい自然流路・流域環境の再構築と言う視点で洗い直すべき。	—	今後、関係各局が連携を図り、玉川上水と周辺環境の調和に配慮した保存管理を実施していきたい。
	3. 玉川上水縦断方向に加え、横断方向（玉川上水が流路を挟む南北の生活環境等を分断している等）からの視点での積極的答申を期待する。	—	
	<b>&lt;周辺環境の保全について&gt;</b>	—	ご意見は、玉川上水を含めた総合的なまちづくりの課題であるため、全都的な政策課題を取り扱う知事本局や関係機関に報告したい。
	4. 沿線土地利用は、住宅地への変化に迫られる在り地農業の業種・資産転換と、不動産資産のままに迫られる相続税対策が必要。（遺構や自然の保全だけでは、解決できない深刻な課題）	—	
	<b>&lt;管理運営について&gt;</b>	—	本計画では、管理に係る関係機関の連携・支援の強化を掲げている。具体的な体制づくりは、整備活用計画策定の中で検討を行っていきたい。
	<b>&lt;その他&gt;</b>	—	
	6. 体制整備については希薄に感じる。表現上の配慮を要望。	—	本計画は、大きく分類すると保存管理、整備活用、運営及び体制整備の3つの分野で構成されている。このうち、史跡を適切に保存管理するための方向性、具体的方法などについて記述している保存管理の分野が計画の中心である。一方、整備活用等の分野についてはその方向性や方針など抽象的記述にとどめている。整備活用の分野を具体化するために、次年度以降整備活用計画を策定し、具体的な整備の内容について検討を行い、その実施施策のメニューを明示していきたい。
⑥	<b>&lt;歴史について&gt;</b>	計画書 1頁	貴重なご意見として、資料に反映させたい。 （1頁「2 目的」の1段落文末に、「学校教材にも取り上げられるなど、郷土史を学ぶ上でも非常に重要なものと位置付けられている。」と加筆する。）
	1. 玉川上水の歴史は、教育現場に直結していることを銘記すべき。	計画書 1頁	貴重なご意見として、資料に反映させたい。 （1頁「1 策定の背景」の冒頭2行を、「玉川上水は、江戸時代の承応3年（1654年）、江戸市中への給水を目的として作られた上水で、多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸までの約43kmは素掘りの開渠、江戸市中は暗渠であった。」に修正し、玉川上水が江戸上水系統の総称であったことを表現する。
	2. 玉川上水の定義は、史跡の指定理由に忠実であるべき。	—	「玉川上水保存管理計画策定に関する委員会」の討議の結果として、用水路（分水）の意義も考慮し、計画書4頁において玉川上水の特徴を「(2) 分水により新田開発を促し多用途に活用された用水」と表現している。 今後の保存管理においても、用水路（分水）の意義を忘れずに取り組みを推進したい。
	3. 導水路の強調が、用水路（分水）の意義を低下させている。	—	
	<b>&lt;整備活用について&gt;</b>	—	玉川上水の歴史的な価値の継承や普及のため、視覚的な再現や活用施設の整備等についての検討は必要であり、ご意見は、整備活用計画策定の中で検討していきたい。
	4. 分水口や水汲場・船溜り等は、解説板を設置して欲しい。また、埋没したままの現状維持には承服しかねる。（復元や体験の機会提供に資する活用を望む。船溜りはぜひ一箇所は復元して欲しい。）	—	
	<b>&lt;周辺環境の保全について&gt;</b>	—	史跡指定範囲の合理性については、7頁「ウ 指定理由」に記述している。
5. 開渠部分・フェンス内を史跡指定範囲とすることに合理性はあるか。（国指定が困難であれば、都指定等を検討すべき）	—	遺構の位置の特定等は、今後の学術的研究の成果に委ねるべきことであり、本計画において具体策を盛り込むことは考えていない。	
6. 埋没している遺構についても、極力位置等を特定するべき。	—	ご意見は、地元自治体の担当所管部署に報告する。	
7. 管理者の関係もあるが、新田地割の保存を要望する。	—		

No.	ご意見等の概要	頁	ご意見等への回答及び対応
⑦	<b>&lt;保存管理について：名勝小金井桜&gt;</b>		
	1. 早急に樹勢に影響を与えている要因を除去する対策を講じる必要がある。	-	本計画においても、ヤマザクラの樹勢に影響を与えている要因については、早急に対策を講じる必要があることを指摘しており、ヤマザクラの生育を回復させるための土壌改良や、ヤマザクラを被圧している樹木の伐採等を計画している。整備活用計画策定において、対策が必要な箇所、優先順位付け等具体的方策を検討していきたい。
	2. 補植の苗木はヤマザクラであることが重要。	-	本計画においても同様の認識でいる。
	3. 小金井桜の継承のために、周辺に専用の苗畑を設置する等の検討が必要。	-	整備活用計画策定の中で、具体的方策を検討していきたい。
	<b>&lt;整備活用について：名勝小金井桜&gt;</b>		
	4. 往時の芝地に桜の巨木並木を再現して欲しい。	-	保存管理計画「第5章 整備・活用」(37頁～)で、史跡玉川上水を積極的に公開・活用するための、想定される有効な施策例として、重点整備区間を設けサクラ並木の再現を図ることを挙げている。具体的な方策等については、整備活用計画策定の中で検討していきたい。
	5. 重点整備地区におけるモデル事業の実現を強く希望する。	-	整備活用計画の中で、具体的な実施事業を明示していきたい。
	<b>&lt;管理運営について&gt;</b>		
6. 区間別の連絡会や部会等が必要。	-	管理運営については、段階的な取り組みの実施を計画しており、先ず、管理に係る関係機関の連携・支援体制の強化を図ってきたい。	
7. 市民と行政の役割分担をお互いに確認し協働する仕組みの確立を要望。	-	そして、将来的には玉川上水を適切に保存管理していくため、市民・市民団体・企業と行政が協働できるしくみを幅広く検討していく。	
<b>&lt;その他&gt;</b>			
8. 管理活用計画が早く年次スケジュールに従い実施されることに期待したい。	-	整備活用計画策定の中で、史跡玉川上水の公開活用スケジュールについても検討していきたい。	
⑧	<b>&lt;保存管理計画全体について&gt;</b>		
	1. 保存管理計画（中間報告）で後世に継承すべき玉川上水の保存価値が確認され、維持管理、復旧の方向づけがされたことに賛同。	-	本計画に記載のとおり、玉川上水の価値を後世に継承するために、保存管理の取り組みを着実に進めていく。
	<b>&lt;保存管理について&gt;</b>		
	2. これまでの護岸補修工事工法の効果を評価し、自然環境に馴染む伝統工法等の採用を検討して欲しい。	-	本計画では、これまでの実績や自然環境との調和を考慮し、隣接法面と同等の景観を形成する工法を採用することとしている。
	3. 水路機能の中でも、中流部の清流復活事業による処理水の水質は問題があると考え。多摩川の原水や真水の通水を再検討して欲しい。	-	東京水道の水源は、そのほとんどを利根川と荒川に依存（約8割）しており、群馬県と埼玉県の水源地の方々の協力及び理解のもとに確保されている。こうした水源状況を踏まえ、固有の水源である多摩川の水源地を最大限有効活用していくことが求められている。このため、貴重な水道原水を中流部に流すことは困難である。
4. 歴史環境保全地域指定に伴う「緑の保全計画」と調整の上、より効果的な策をとられるよう要望。	-	本計画策定にあたっては、「玉川上水歴史環境保全地域保全計画書」など、既存の計画等と整合を図りながら検討を進めてきた。整備活用計画策定にあたっては、本計画及び既存の計画等と整合を図りながら、検討を進めていきたい。	
<b>&lt;管理運営について&gt;</b>			
5. 区間ごとに既存の協議会の一機関として行政・住民による個別組織を設け、機能・協働関係の充実を図ることを提案。	-	⑦—6、7に同じ。	

No.	ご意見等の概要	頁	ご意見等への回答及び対応
⑨	<整備活用について>	—	②に同じ
	1 福生市内の隣接地緑道欠落部分の、遊歩道を兼ねる上水管理道路の整備を要望。	—	水路と都用地境界のスペースは護岸の管理や保護を目的としており、このスペースにおける土地の掘削・護岸の改良等を伴う歩道整備は、史跡に負荷を与える現状変更となるため、実施することが困難である。 一部、水路と都用地境界のスペースのある場所が存在するが、このスペースを利用した、管理用道路を兼ねた歩道整備は、周辺道路からのアプローチが困難であり、水道事業を実施する上では効果が期待されない。 ただし、まちづくり上の問題である歩道設置については、現況についての資料を整理し、全都的な政策課題を取り扱う知事本局や関係機関に報告したい。
	2. 水路と都用地境界の間にスペースがある場合、この部分を改良して歩道として利用できないかの可能性について検討すべき。	—	整備活用の一例としての貴重なご意見であると捉えるが、本計画では、総体としての整備活用のあり方を示すことが重要と考えている。 ご意見の内容については、史跡玉川上水との関連性というよりは、環境創造の一環として、検討する事項であると考えている。
3 福生市内にホタルの生息場所を確保して欲しい。	—	整備活用の一例としての貴重なご意見であると捉えるが、本計画では、総体としての整備活用のあり方を示すことが重要と考えている。 ご意見の内容については、史跡玉川上水との関連性というよりは、環境創造の一環として、検討する事項であると考えている。	
⑩	<保存管理計画全体について>	—	保存管理計画で定めた方法により、維持管理、復旧等を実施していく。改良については整備活用計画を策定し、その中で具体的な方法を選択し、スケジュール等を明示していきたい。
	1. 計画策定は、時宜を得たものと賛同する。	—	
	2. 具体的な施策が講じられるよう要望。	—	
	<保存管理の基本的考え方について>	—	玉川上水の保存管理は、凍結保存ではなく、将来予測される変化等を念頭に置き、手を加えながら価値の保存を図ると共に、玉川上水の歴史的な価値の継承及び普及のため、視覚的な再現や、活用施設等の必要性についても、今後、整備活用計画策定の中で検討していきたい。
	3. 現状維持を基本とすることに疑問を感じる。現状を認識し、精査した上で改善していく史跡保全の積極的な策定を希望。	—	
	<保存管理について>	—	⑧-3に同じ
	4. 中流部に流れる水の問題を言及すべき。多摩川原水の導入を検討して欲しい。	—	
	5. 法面崩壊防止と巨大化したケヤキの剪定等の実現を望む。	—	法面崩壊や巨木化したケヤキの危険性については、本計画においても認識しているところである。今後、整備活用計画策定の中で、保存整備の一環として、法面崩壊防止や、法面から生えているケヤキの伐採等を実施していくことを計画していきたい。
	6. サクラを覆うケヤキの繁殖等を、玉川上水の原風景と誤解されてはいけない。	—	
	7. 昭和30年代以前の原風景の再現を期待。	—	本計画ではかつての玉川上水の風景がわかるよう、計画書5頁に昔の写真を掲載している。 また、名勝指定区間では、一部区間においてモデル事業を実施し原風景ともいえるヤマザクラを中心とする並木の再現を目指すことを提案している。
<整備活用について>	—	史跡の積極的な公開活用の一環としての情報を発信できる施設の設置を、想定される有効な施策例として挙げている。 具体的方策については整備活用計画の中で検討していきたい。	
8. ビジターセンター設置への賛同。	—		
9. 名勝小金井桜は、往時を偲ぶ桜並木に復元したい。	—	整備・活用においては、重点整備地区を設定し、想定される有効な施策例として、サクラ並木の復活を挙げている。	
⑪	<保存管理について>	計画書 36頁	具体的で貴重なご意見として、計画書38頁(2)に、③として「周辺からの雨水等による影響を低減する対策」という項目を追加し、「法面を保護するため、周辺からの雨水等による影響を低減する対策を講じることが望まれる。」の一文を挿入する。
	1. 法面保護の観点から、緑道からの雨水流入を防止するため、例えば「止水板」等を設置する提案。		